

令和7年度主な税制改正要望の概要

令和6年8月 厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目 次

• 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等	2
• 医療・介護DXの推進に伴う税制上の所要の措置	3
• 医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	4
• 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ	5
• 公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	6
• 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	7
• 勤労者財産形成貯蓄制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	8
• 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	9
• 生活衛生同業組合等に係る法人住民税の免除措置の適用	10
• 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続	11

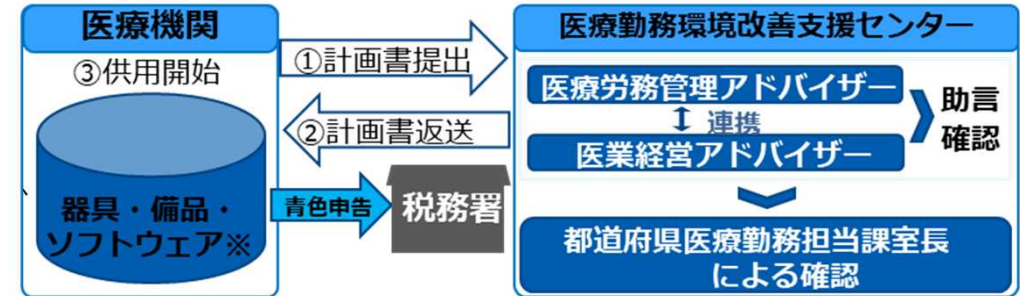
1 現状

医療提供体制の確保のため、医療機関が取得した機器について、昭和54年度に特別償却制度を創設し、令和元年度に充実した。

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度（令和元年度創設）

【対象設備】医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】 **取得価格の15%**



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5類型のいずれかに該当するもの

② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度（令和元年度創設）

【対象設備】地域医療構想調整会議において合意された医療機関の具体的対応方針に基づき、病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】 **取得価格の8%**

③ 高額な医療用機器（取得価格500万円以上）に係る特別償却制度（昭和54年度創設）

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】 **取得価格の12%**



2 要望等

医療提供体制の確保のため、①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度、②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度、③高額な医療用機器に係る特別償却制度について、適用期限を2年延長する。

※③は高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行うとともに、全身用CT・MRIについては引き続き配置効率化等を促す仕組みを講じる。

1 現状

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)では、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活用し、医療のイノベーションを促進するため、政府を挙げて医療・介護DXを確実に推進することとされている。
- 医療・介護DX推進に向けて以下の事項について、検討を行っている。
 - 「全国医療情報プラットフォーム」※1の構築及び当該プラットフォームで共有される情報を新しい医療技術の開発や創薬等のために二次利用する環境の整備
 - 医療介護の公的データベース※2のデータ利活用の促進
 - 医療・介護DXを推進するための体制整備(社会保険診療報酬支払基金の改組) 等

※1 オンライン資格確認システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診情報に加え、介護保険、母子保健、予防接種、自治体検診、電子処方箋情報、電子カルテ等の保健・医療・介護の情報を共有・交換できる全国的なプラットフォーム。

※2 NDB、介護DB、DPCDB、障害福祉DB、予防接種DB、感染症DB、難病DB、小慢DB、全国がん登録DB等

2 要望等

医療・介護DXの推進に向け、医療介護のデータ利活用の方針及び基盤整備、システム開発・運用主体のあり方等について、社会保障審議会等での検討結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

1 現状

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）については、令和元年改正法の附則において、**施行後5年を目途として、改正後の法律に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。**
- この検討規定に基づき、改正法の施行状況を踏まえた更なる制度改善に加え、人口構造の変化や技術革新等により新たに求められる対応を実現する観点から、医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに向けた検討を進めている。
- 具体的には、本年4月より、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会（以下「制度部会」という。）において、以下の4つのテーマを中心に検討を行っている。
 - ① ドラッグロスや供給不足などの医薬品等へのアクセスの課題に対応した安全かつ迅速な承認制度の確立
 - ② 新技術による医薬品等にも対応したリスクに基づく市販後安全性対策の強化、法違反事例を踏まえた更なる法令遵守や品質確保の取組の実施
 - ③ 国民からの信頼性確保に向けた体外診断用医薬品・医療機器の規制の見直し
 - ④ 少子高齢化やデジタル化の進展等に対応した薬局・医薬品販売制度の見直し

2 要望等

- 今後、制度部会において、夏頃に議論の整理を行い、秋以降、更に検討を進め、年内を目途に取りまとめを行う予定としているが、制度部会における議論によっては、**税制改正が必要となる見直し事項が生じる可能性がある。**
- 制度部会における見直しの検討結果に基づき、医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ

(たばこ税、地方たばこ税)

1 現状

- 喫煙による健康被害は科学的に明らかとなっており、喫煙率の減少は健康被害を確実に減少させる最善の解決策。健康日本21（第三次）においては**喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）を目標とし、喫煙率を12%（令和14年度）とする目標**を掲げているが、令和4年度の喫煙率は14.8%。
- 喫煙率の減少に向けては、これまで、喫煙による健康被害の普及啓発や禁煙支援等を実施してきたが、一層の取組が必要。**たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）においても、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段とされている**が、日本におけるたばこ1箱あたりの販売価格や税額は、諸外国と比較して低い。また、平成30年度税制改正によるたばこ税の段階的見直しは、令和4年10月で完了している。

<喫煙率とたばこ販売本数の推移>



(出典)喫煙率:厚生労働省国民健康・栄養調査、たばこ販売数量:(一社)日本たばこ協会

<諸外国のたばこの税と販売価格（1箱当たり）>

国	販売価格 (円)		
	全体	うち税金	その他
日本	580	358	222
ドイツ	1,279	812	467
フランス	1,767	1,470	297
米国	2,224	1,011	1,213
英国	2,048	1,623	425

*米国はNY州の価格を用いた
 *日本は2024年、米国は2023年現在の価格、
 その他の国はWHO THE GLOBAL HEALTH OBSERVATORYより2022年の価格を引用。
 *日本円に換算した価格(2024年5月1日の為替レート)

<たばこ価格の上昇と喫煙率についての海外研究>

公衆衛生への影響は、価格上昇幅と施策の規模に比例する。システムティックレビューの結果に基づくと、たばこ製品の単価を20%上げる介入により、たばこ製品の総消費量が10.4%、喫煙する成人が3.6%、喫煙を開始する若者が8.6%減少する。(仮訳)

- ※ The Guide to Community Prevention Services. THE COMMUNITY GUIDE Reducing tobacco use and secondhand smoke exposure: interventions to increase the unit price for tobacco products., 2012
- ※ 米国保健福祉省が設立したタスクフォース (CPSTF) によるシステムティックレビュー
- ※ 同研究については「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(平成28年8月)において引用

2 要望等

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制することを目的として、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望する。

公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税) (財務省、総務省、文科省と共同要望)

1 現状

- 公的年金制度については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)において、「公的年金については、働き方に中立的な年金制度の構築等を目指して、今夏の財政検証の結果を踏まえ、2024年末までに制度改革についての道筋を付ける」とされている。女性や高齢者の就業拡大や、家族構成やライフスタイルの多様化、人手不足の中での労働力確保の要請等を踏まえ、次期年金制度改革に向けて、社会保障審議会年金部会において議論・検討を行い、その結果等を踏まえて働き方に中立的な年金制度の構築等を目指す。
- この結果を踏まえた見直しを予定しており、これに併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。

<参考>

「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(1) 全世代型社会保障の構築

(働き方に中立的な年金制度の構築等)

公的年金については、働き方に中立的な年金制度の構築等を目指して、今夏の財政検証の結果を踏まえ、2024年末までに制度改革についての道筋を付ける。勤労者皆保険の実現のため、企業規模要件の撤廃を始め短時間労働者への被用者保険の適用拡大の徹底、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消等について結論を得るとともに、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と併せて、制度の見直しに取り組む。

2 要望等

公的年金制度の在り方について、社会保障審議会年金部会において検討を行い、検討結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

1 現状

- 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であるところ、働き方やライフコースの変化等から、企業年金・個人年金の充実を図る必要性が高まっている。
- 令和5年4月より社会保障審議会企業年金・個人年金部会で私的年金制度の改革に関する議論を行っており、特にiDeCoについては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)や「新しい資本主義のグランドデザイン」(令和6年6月21日閣議決定)では、拠出限度額及び受給開始年齢について2024年中に結論を得る、拠出限度額の引上げ等について大胆な改革を検討し結論を得るなどとされている。
- 私的年金制度については、その利用の促進のため税制上様々な措置が講じられているところであり、制度改正にあたっては税制上の所要の措置に関する検討が不可欠となる。

<参考>

「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

3. 投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応

(5) 資産運用立国

(略)

新NISAの手続の更なる簡素化・合理化等及びその活用、金融経済教育推進機構の下での金融経済教育の充実、金融機関における顧客本位の業務運営の確保、「Japan Weeks」開催等を通じた国際金融センター実現に向けた情報発信の強化、有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境整備等のコーポレートガバナンス改革の実質化等を推進する。iDeCo(個人型確定拠出年金)の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて、2024年中に結論を得るとともに、手続の簡素化など加入者・受給者の負担軽減に取り組む。銀証ファイアウォール規制の在り方について、検討を行う。

2 要望等

私的年金制度の現状や社会保障審議会企業年金・個人年金部会での議論を踏まえ、制度改正に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

1 現状

- 勤労者財産形成貯蓄制度は、事業主が勤労者の給与から天引きする方法により勤労者が貯蓄を行う制度。
(令和5年度の財形貯蓄の契約件数は約600万件、貯蓄残高は約14兆円)
- 財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄については、昭和57年・昭和63年に利子非課税として制度が創設された。
- 人生100年時代においてライフコースが多様化していることや、就労機会確保の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、勤労者が各自の多様な退職年齢に応じて計画的に財産形成を行うことができるよう、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討が必要になっている。

〈参考〉

「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和6年3月15日閣議決定）において、財形制度について「政府としても後押しし、**資産形成を始める際の重要な選択肢になっており、多くの勤労者が利用できるようにすることが重要**」とされるとともに、財形制度も含む資産形成に資する制度について「**高齢期の就労の拡大・長期化や、今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえつつ、引き続き、必要な制度の整備や改善等に向けた検討を進めていくことが重要**」とされている。

2 要望等

財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討を行い、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長 (法人税)

1 現状

- 生活衛生関係営業は小規模零細事業者が多いため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下、「生衛法」という。）に基づき営業者が自主的に「生活衛生同業組合」※を都道府県単位で設置。組合員の衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図る等の活動を行うとともに、事業や施設の共同化の推進を行っている。
※生衛法に基づく法人格を有した非営利の法人
- その際、厚生労働省大臣が定める各業種ごとの振興指針（生衛法第56条の2に基づく営業の振興に必要な事項に関する指針）に基づき生活衛生同業組合（出資組合に限る）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づき共同利用施設を取得した場合には特別償却が可能（適用期限は令和7年3月31日まで）。

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

第四十四条の三（略）振興計画に係る共同利用施設（略）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。）には、（略）共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の取得価額の百分の六に相当する金額をいう。）との合計額とする。

対象資産	取得価額要件
建物	600万円以上
構築物	400万円以上
機械及び装置	400万円以上
船舶	400万円以上
車両及び運搬具	400万円以上
工具、器具及び備品	400万円以上
鉱業権	400万円以上
その他の資産	400万円以上

<共同利用施設の主な対象設備（例）>

- ・ 組合会館
- ・ 共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム
- ・ クリーニングの共同工場、共同倉庫
- ・ 共同調理施設・設備、共同冷凍・冷蔵設備
- ・ 共同配送車両、共同送迎バス 等



(組合会館)



(美容等共同研修施設)



(クリーニング共同工場)



(共同配送車両)



(共同送迎バス)

2 要望等

認定を受けた振興計画にかかる生活衛生同業組合等の共同利用施設の特別償却制度について、適用要件の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

1 現状

・法人住民税（均等割、法人税割）について、一定の公益性のある法人については課税を免除※されているが、生衛法（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律）に基づき設置される生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会（生活衛生同業組合等）については、出資、非出資を問わず、現状、課税対象となっている。

※課税が免除されている法人（例）：社会福祉法人、宗教法人、学校法人、信用保証協会、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合 等

・現状では、法人住民税の非課税措置は、非出資の生活衛生同業組合等を含む法人税法上の「公益法人等※」に分類される法人のうち、一部の法人に限られている。

※「公益法人等」に対する法人税については、収益事業に係る所得を除き非課税とされている。

○生活衛生同業組合等の概要

生活衛生同業組合等は、生衛法に基づき営業者が自主的に、衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図ることを目的として組織されている。

<生活衛生同業組合等の事業等>

- 組合員に対する「衛生施設の維持・向上に関する指導」、「経営の健全化に関する指導」や「営業に関する技能の改善向上、技能者の養成に関する事業」等
- 行政庁からの協力の求めに応じ、生活衛生関係営業に関する法律（食品衛生法、理容師法、美容師法、旅館業法、クリーニング業法等）の円滑な実施を図るために「各種届出・申請に関する指導」や「広報活動」等

※生活衛生同業組合等は、各都道府県に業種ごとに一つ（連合会については、業種毎に全国に一つ）設置が認められ、極めて公益的な役割を果たす非営利の法人である。なお、全563組合及び16連合会のうち、非出資の組合は248組合、連合会は9連合会となっている（令和5年12月末現在）。

法人住民税（均等割）

資本金等の額	都道府県民税均等割	市町村民税均等割 従業者数50人超	市町村民税均等割 従業者数50人以下
1千万円以下	2万円	12万円	5万円
1千万円超1億円以下	5万円	15万円	13万円
1億円超10億円以下	13万円	40万円	16万円
10億円超50億円以下	54万円	175万円	41万円
50億円超	80万円	300万円	41万円

2 要望等

近年、生活衛生関係営業者に対して、感染症や食中毒など公衆衛生面での対策が強く求められる中で、非出資の生活衛生同業組合等の活動の公益性がますます高まっていることから、法人住民税について**免除措置**を講ずる。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続 (所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)

1 現状

【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について】（昭和40年制度創設）

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表すため、一定範囲の遺族※(子、兄弟姉妹等)に対して、特別弔慰金を支給。
- ※ 戦没者等の遺族の中に、恩給法の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金等を受ける遺族（主として配偶者）がないとき、先順位者1名に支給。
- 支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、非課税及び差押禁止とされている。



2 要望等

当該特別弔慰金について、国として弔慰の意を表すとの趣旨に鑑み、非課税措置等の存続を要望する。